

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

令和7年度の住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況は次のとおりです。

番号	閲覧日	申出者	委託者	利用目的の概要	閲覧対象
1	令和7年7月24日	一般社団法人 中央調査社	内閣府	気候変動に関する世論調査	玖須美元和田 満18歳以上の日本人男女 16人
2	令和7年8月5日	㈱日本リサーチセンター	NHK放送文化研究所	2025年国民生活時間調査	広野1丁目・2丁目、末広 町、岡広町 10歳以上の男女 24人